

① 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

		事業年度又は連結事業年度	法人名			
事業用地適正化計画認定の日	1	平	.	.	円	
事業用地の所在地	2					
事業用地の面積	3					
建築物の延べ面積	4					
認定事業者の名称	5					
交換譲渡資産等の明細	交換等をした資産の種類	6				
	同上の資産の取得年月日	7	平	.	.	
	交換等をした資産の所在地	8				
	交換等をした所有隣接土地等の面積	9			平方メートル	
	交換等の年月日	10	平	.	.	
	対価の額	11			円	
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	12			
		交換等に要した経費の額	13			
		計 (12) + (13)	14			
	交換取得資産等の明細	取得した資産の所在地	15			
		取得年月日	16	平	.	.
		取得した土地建物等の価額	17			円
	又は譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合 交換等により土地建物等のみを取得した場合、土地建物等と交換差金を取得した場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、若しくは引当金に繰り入れ、又は積立金として積み立てた金額	18			
		圧縮限度額の計算	譲渡直前の帳簿価額 (14)	19		
取得資産等の価額 (17)			20			
取得資産等とともに取得した交換差金の額			21			
譲渡資産等の対価の額 (11)			22			
取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(19) \times \left(\frac{(20)}{(20)+(21)} \text{ 又は } \frac{(20)}{(22)} \right)$			23			
圧縮限度額 (20) - (23)		24				
圧縮限度超過額 (18) - (24)		25				
特別勘定を設けた場合		交換取得資産等の帳簿価額を減額し、若しくは引当金に繰り入れ、又は積立金として積み立てた金額	26			
		圧縮限度額の計算	取得資産等の価額 (17)	27		
			譲渡直前の帳簿価額 (14)	28		
	譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額		29			
	譲渡資産等の対価の額 (11)		30			
	$(28)+(29)$ 又は $(27)+(28)-(30)$	31				
	圧縮限度額 (27) - (31)	32				
	圧縮限度超過額 (26) - (32)	33				
	取得期間	34	平	.	.	
	特別勘定に経理した金額	35			円	
繰入限度額の簿価額計算	譲り受ける土地建物等の価額の見積額	36				
	繰入限度額の簿価額	譲渡直前の帳簿価額 (14)	37			
		譲渡資産の対価の額 (11)	38			
	譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき (37)	39				
	譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき $(37) \times \frac{(36)}{(38)}$	40				
	譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき $(37) + ((36) - (38))$	41				
	繰入限度額 (36) - (39)、(40) 又は (41)	42				
繰入限度超過額 (35) - (42)	43					
翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (35) - (43)	44				
	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	45				
	当期中に益金の額に算入すべき金額	46				
期末特別勘定残額 (44) - (45) - (46)	47					

別表十三（八）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第65条の13（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）若しくは第65条の14（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の84（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）若しくは第68条の85（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、措置法規則第22条の9の2又は第22条の72（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例に係る添付書類）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので、御注意ください。

また、取得期間内に措置法第65条の13第1項第2号又は第68条の84第1項第2号の土地建物等の譲受けをする見込みであるため特別勘定を設けたとき等は、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄の記載をする必要があります。

2 この明細書は、交換又は譲渡した交換譲渡資産等の種類ごとに用紙に改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

3 「対価の額11」には、譲渡した交換譲渡資産等の譲渡の対価の額又は交換譲渡資産等の交換による譲渡の日に

おけるその資産の時価の額を記載します。

4 「圧縮限度額の計算」の「取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(19) \times \left(\frac{(20)}{(20)+(21)} \right)$ 又は $\frac{(20)}{(22)}$ 」23は、①交換により土地建物等のみを取得した場合（いわゆる等価交換の場合）及び②交換により土地建物等と交換差金を取得した場合には「又は $\frac{(20)}{(22)}$ 」を消し、③譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額と等しい場合及び④譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合には「 $\frac{(20)}{(20)+(21)}$ 又は」を消します。

5 「圧縮限度額の計算」の「譲渡資産等の帳簿価額」の「 $(28)+(29)$ 又は $(27)+(28)-(30)$ 」31は、交換とともに交換差金を支出した場合には「又は $(27)+(28)-(30)$ 」を消し、譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合には「 $(28)+(29)$ 又は」を消します。

6 「特別勘定に経理した金額35」には、措置法第65条の14第3項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の85第4項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

7 「翌期繰越額の計算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額45」及び「当期中に益金の額に算入すべき金額46」には、措置法第65条の14第10項から第12項まで並びに第68条の85第11項から第13項までの規定により特別勘定を取り崩して益金の額に算入した金額を記載します。